

身体的拘束実施マニュアル

株式会社パレット

こどもデイサービスなないろ鳥栖

身体的拘束実施マニュアル

1. はじめに

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、高圧を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努める。

なお、身体拘束に関して、厚生労働省『障害者福祉施設・事業所における 障害者虐待の防止と対応の手引き(4. 身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて)』を参考にする。

2. 身体拘束等に関する教育・その他

(1) 委員会について

身体拘束は、虐待の一種であることから、虐待防止委員会の中で、教育や研修、その他を周知していくこととする（虐待防止委員会については、虐待防止のための指針参照）。

(2) 研修について

身体拘束に関する研修は、年2回以上実施する。

1. 身体拘束実施について

(1) やむを得ず身体拘束を行う際の条件

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解したうえで身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則であるが、例外的に以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

①切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記3つの要件を全て満たすことが必要である。

(2) 実施の際の同意と記録

①説明と同意

拘束を行う必要がある理由と、実施行為、実施期間を本人及び保護者に説明し、同意を得る必要がある。

②実施記録

実施期間は、実施した時間と状況の記録を行う。状況は、実施の有無に関わらず利用日は毎日記載する。

③モニタリング・評価

月1回以上、モニタリングを実施し、解除にむけた話し合いを行う。

④解除の説明と同意

解除できると判断した場合、実施開始と同様、本人及び保護者に説明し、同意を得る。

※身体拘束に関する様式の記載法 ～記載の流れ～

